

# 平成26年度母子保健対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

(平成25年度予算)

(平成26年度概算要求)

26,587百万円 → 32,133百万円

## 1 母子保健医療対策の強化

9,229百万円 → 14,187百万円

～地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化～

【一部推進枠9,100百万円】

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金))

### (1) 妊娠・出産包括支援モデル事業の実施【新規：新しい日本のための優先課題推進枠】

産科医療機関からの退院直後の母子への心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を含め、各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うためのモデル事業を実施する。

### (2) 不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施【拡充】

不妊治療に係る近年の医学的知見を踏まえ、より安心・安全な妊娠・出産に資する適切な支援の観点から、不妊治療に必要な費用の一部を助成する特定治療支援事業の助成対象範囲を見直す。

#### 【新しい日本のための優先課題推進枠】

平成26年度から新規に助成を受ける者を対象とし、40歳未満の者については、年間助成回数の制限を撤廃し、初年度6回まで助成可能とする。

※平成25年度までに助成を受けた方は現行制度の適用

### (3) 生涯を通じた女性の健康支援事業の実施【拡充】

妊娠に悩む者に対する専門の相談員を女性健康支援センターに配置するとともに、不妊症及び不育症に対する専門の相談員を不妊専門相談センターに配置する等、女性の健康を支援する。

また、HTLV-1母子感染予防対策の推進を図る。

#### 【新しい日本のための優先課題推進枠】

- ① 女性健康支援センターに全国統一の電話番号を設けるなど相談支援体制を充実する。
- ② 不妊専門相談センターにおいて、土日等の講習会の実施等により相談しやすい体制整備を図る。

#### (4) 子どもの心の診療ネットワーク事業の実施

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施する。

#### (5) 健やかな妊娠等サポート事業の実施

妊婦のリスクの軽減や早産・低出生体重にかかる児のリスクの低下を図るため、妊娠期からの支援体制の構築に資する取組について、必要な経費の補助を行う。

### 2 慢性疾患を抱える児童などへの支援

12,996百万円 → 13,417百万円

#### (1) 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児期に小児がんなどの特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を補助する。なお、小児慢性特定疾患対策については、難病対策と同様「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」（平成25年8月21日閣議決定）を踏まえ、予算編成過程において検討を加え、必要な措置を講ずる。

#### (2) 小児慢性特定疾患登録管理・情報提供事業等【新規】

小児慢性特定疾患の治療研究に資する患児データについて、その登録内容の精度を向上させるためのシステム開発等を行う。

また、その新たなシステムを扱うための研修等を実施する。

#### (3) 慢性疾患児地域支援事業等【一部新規】

慢性疾患を抱える児童及びその家族の負担軽減及び長期療養をしている子どもの自立や成長支援について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の環境等に応じた支援を行う。

また、日常生活用具を給付する福祉サービスを実施する。

### 3 未熟児養育医療等

3,474百万円 → 3,606百万円

身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

#### 4 研究事業の充実（成育疾患克服等総合研究事業、健やか次世代育成総合研究事業）

701百万円 → 735百万円

【一部推進枠105百万円、一部復興特会140百万円】

子どもの健全育成を保障する持続可能な社会基盤の開発や改善等のために、妊産婦と子どもの二つの世代に着目して、保健・医療・福祉分野の社会的課題に対応する政策提言型の基盤的研究と社会的に対策が求められる成育疾患の病態解明や治療法開発を目指す研究を実施する。

##### 【新しい日本のための優先課題推進枠】

幼少期に発症しうる慢性疾患を対象に、疫学・予後調査、病因・病態の解明、早期発見・早期治療及び遅発症候の予防を推進し、全国規模のバイオデータベース等を構築する研究を実施する。

#### 5 児童虐待防止医療ネットワークの推進

児童虐待・DV対策等総合支援事業（3,948百万円）の内数

地域の医療機関が連携して児童虐待の早期発見・介入等の対応を行う虐待防止体制の整備を図るため、各都道府県の中核的な医療機関に虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関への研修、助言等を行う。

少子化対策として、「子育て支援」「働き方改革」に加え、「地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化」を図る。

※「日本再興戦略」、「経済財政運営と改革の基本方針について」、「少子化危機突破のための緊急対策」、「社会保障制度改革国民会議」に位置付け

妊娠・出産に関する主な課題

- ① 様々な機関からのサービスが用意されているが、個人々の状況に即したサービスにスムーズにつながらない
- ② 妊娠・出産に関する悩み等について相談先がわかりにくい、相談しやすい体制がない
- ③ 不妊に関する専門的な相談について相談先がわかりにくい、不妊治療に係る精神的ストレス等の心の問題について十分に対応できていない
- ④ 晩婚化、不妊に関する知識不足、治療開始の遅れなどにより、必ずしも安心・安全な出産につながっていない
- ⑤ 核家族化や地域のつながりの希薄化等により、祖父母等による支援を受けられず、相談相手もいないため妊産婦が家庭や地域で孤立している
- ⑥ 産院を退院した直後において、健康面の悩みや育児への不安などに対する支援が不足している

対応案

- ① 個人々の状況に応じて、地域の各種サービス等を組み合わせ、必要な支援につなげる仕組みを構築する
- ② 女性健康支援センターの周知や、対応力の向上を図り、地域における相談支援拠点の体制を充実する
- ③ 不妊専門相談センターの周知や、使いやすさの向上、専門的な相談への対応力の向上を図る
- ④ より安心・安全な妊娠・出産に資するよう、医学的な情報の提供のあり方や不妊治療の助成範囲を見直す
- ⑤ 助産師等による相談支援や、シニア世代が話し相手となる等の支援により、妊産婦の孤立感の解消を図る
- ⑥ 産後に宿泊・日帰り等による乳房ケア・心身のケアや休養等の支援を行う

妊娠・出産包括支援モデル事業【新規】

母子保健  
コーデインエター  
【新規】1.0億円

女性健康支援  
センター事業  
【拡充】0.3億円

不妊専門相談  
センター事業  
【拡充】0.1億円

不妊に悩む方へ  
の特定治療支援  
事業  
【拡充】82億円

〈妊娠・出産に係る相談・支援の強化〉

産前・産後  
サポート事業  
【新規】2.3億円

産後ケア事業  
【新規】5.2億円

結婚前 → 結婚 → 妊娠 → 出産 → 産後



# 不妊に悩む方への支援の強化

## ◆主な課題

妊娠や不妊に  
関する知識の  
普及啓発、  
相談支援

## ◆対応の方向性

### ◇知識の普及啓発

- ・妊娠に関する正確な知識を持つことが第一歩であり、男性も含めた知識を広く啓発

### ◇相談体制の強化

- ・不妊治療の増加に伴う専門的な相談支援のニーズが高まっていることに対応

安心・安全な  
妊娠・出産に  
向けた医療の  
質の確保

### ◇医療機関における良質な治療の確保

- ・治療の質を高める観点から、患者の利便性を配慮しつつ、医療機関の指定要件の厳格化

妊娠・出産に  
伴うリスクの  
少ない年齢、  
出産に至る  
可能性の  
高い時期の  
治療

### ◇より安心・安全な妊娠・出産に資する公的支援

- ・妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢、治療により出産に至る確率が高い年齢での治療が必要

- ・長期間の治療による身体面・精神面の負担にも配慮が必要

- ・制度の見直しに関する周知

## ◆具体的施策

### ○情報発信

- ・厚生労働科学研究班が作成したパンフレットの活用やホームページによる情報発信の強化を図る

### ○女性健康支援センターの拡充

- ・利便性の強化 → 全国統一番号の新設や学習会の開催
- ・対応力の強化 → 相談員の研修会

### ○不妊専門相談センターの拡充

- ・利便性の強化 → 土日等の講習会等の実施
- ・対応力の強化 → 相談員の研修会や当事者を含めた関係機関の連携強化

### ○医療機関の指定要件の見直し

- ・採卵件数が多い施設は、専門資格を有した医師、看護師の配置
- ・安全確保の観点から、受精卵等を扱う場合のダブルチェックを義務化

### ○情報公開(医療機関に関する情報の透明性を確保)

- ・関係学会や不妊に悩む方を支援する団体等の協力を得ながら、正確な理解を促すための取組

### ○助成事業の見直し

- ・医学的知見を踏まえ、より安心・安全な妊娠出産に資する観点から、対象範囲を見直し

- ①対象年齢 43歳未満 ②通算回数 6回(40歳以降で開始した場合3回)
- ③年間回数・通算期間は制限なし

- ※対象年齢については、平成28年度より実施

- ※平成25年度までに既に助成を受けている方については、現行制度を引き続き適用

### ○周知の徹底

- ・制度の見直しについて、インターネット動画等により周知徹底を図る

# 不妊に悩む方への特定治療支援事業の見直し

## 《基本的考え方》

- 妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢
- 特定不妊治療により出産に至る確率がより高い年齢
- 長期間にわたる治療による身体面・精神面への負担にも配慮

に必要な治療を受けられるようにする

## 《助成対象範囲の見直し》

	現行	見直し案
年齢制限	年齢制限なし	43歳未満
年間助成回数	年間2回 (初年度3回)	制限なし
通算助成回数	通算10回	40歳未満通算6回 43歳未満通算3回
通算助成期間	通算5年	制限なし

【新しい日本のための優先課題推進枠】

○平成26年度から新規に助成を受ける方を対象

※年齢制限については、平成28年度より実施

※平成25年度までに既に助成を受けている方は、  
現行制度を引き続き適用

※新制度への円滑な移行の観点から適切な移行  
措置を講ずる

